

## 令和4年第3回広尾町議会定例会 第1号

令和4年9月7日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 教育行政報告
- 8 選挙第 1号 副議長の選挙について
- 9 議席の一部変更について
- 10 選挙第 2号 とちあひ広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 11 報告第10号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 12 報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 13 報告第12号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和3年度における業務実績に関する評価について
- 14 報告第13号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価について
- 15 認定第 1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 2号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 3号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第 4号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 認定第 5号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 認定第 6号 令和3年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 認定第 7号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 認定第 8号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 認定第 9号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定について

### ○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂

5番 北藤利通  
 7番 星加廣保  
 10番 小田雅二  
 12番 山谷照夫

6番 志村國昭  
 9番 渡辺富久馬  
 11番 旗手恵子  
 13番 堀田成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	靖
会	計	山	崎	勝
兼	出	山	崎	勝
総	務	山	岸	直
総	務	柏	崎	弥
併	総	西	内	香
併	総	木	幡	幸
併	総	木	村	正
併	総	坂	田	邦
企	画	及	川	隆
企	画	鎌	田	
住	民	楠	本	直
住	民	村	中	晃
兼	住	三	浦	直
保	健	宝	泉	
保	健	保	坂	一
兼	老	宝	泉	
地	域	村	上	洋
兼	健	保	坂	一
健	康	三	浦	直
保	健	浜	頭	
子	育	佐	藤	清
認	定	西	脇	優
認	定	佐	々	木
兼	豊	佐	々	木
特	別	金	石	輝
兼	養	金	石	輝
				義
				義

農 林 課 長	平	浩	則
兼 町 営 牧 場 長	平	浩	則
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直	宏
建 設 水 道 課 長	寺 井		真
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上	昌	樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	川 崎	幸	一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	寺 井		真
港 湾 課 長	安 岡	伸	弘
港 湾 課 長 補 佐	須 田	圭	一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原	康	博
管 理 課 長	山 畑	裕	貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦	弘	樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸	達	也
社 会 教 育 課 長	沖 田	一	美
兼 図 書 館 長	沖 田	一	美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田	一	美

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田	廣	行
併 書 記 長	山 岸	直	宏

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林		忠
併 書 記 長	白 石	晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下	利	夫
併 書 記 長	山 岸	直	宏

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村	弘	美
事 務 局 長	森 谷		亨

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	佐	藤	直	美
總	務	係	主	淺	野	愛	海
總	務	係	主	齊	藤	香	月

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和4年第3回広尾町議会定例会を開会します。

◎故浜頭氏追悼演説

1、議長（堀田） 本日の議事に入るに先立ち、去る8月15日、浜頭勝副議長がご逝去されました。衷心より哀悼の意を表する次第であります。

ご生前のご功績とお人柄をしのび、謹んでご冥福をお祈りするため、8月19日、浜頭漁業有限会社と広尾町議会の合同葬をもって葬儀を執り行いましたことをご報告申し上げます。

ご遺族のご臨席を賜り、故浜頭勝副議長の追悼を行います。ご遺族が傍聴席入り口より入場されますので、起立の上、お迎え願います。

（遺族入場）

故浜頭勝副議長のご冥福を祈り、ご遺影に向かい謹んで黙祷をささげたいと思います。

黙祷始め。

（黙祷）

黙祷を終わります。ご着席ください。

ご遺族のご臨席を賜る中、同僚議員の浜野隆議員から追悼演説の申出がありますので、これを許します。

1、2番（浜野） 追悼の言葉。

広尾町議会副議長、故浜頭勝さんは、8月15日、不幸にして病魔のため幽明境を異にされました。ここに議員各位のお許しをいただきまして、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

あなたは、平成20年に初当選以来、今日まで連続4期にわたり当選を重ねられ、絶大な才能で本町の発展のために邁進されました。平成24年には議会選出の監査委員に就任され、民間視点からの発想や卓越した識見で要職を歴任されました。さらに、平成28年からは副議長に選出され、今日まで重責を果たされつつ、議会の調整役として優れた手腕を存分に発揮され、町政の進展に大きく貢献されました。

ここからは、ふだん呼んでいた浜ちゃんと呼ばせていただきます。

私が議員になってから、浜ちゃんにはたくさんお世話になりました。質疑の方法や一般質問に伴う2次、3次質問など、熱心に教えてくれました。

また、思い出もたくさんありますが、中でも3年前の令和元年7月に、さつき会のメンバーで姉妹市の長崎県西海市を訪問した際、市議会議員並びに市職員の皆さんには熱烈な歓迎を受けたことや、坂のまち長崎市で勾配が35度もあるあの急な坂を雨の中2人で上ったことなど、思い出は尽きません。

あなたは、人間味あふれる温厚な人柄と、明朗でユーモア精神もありながら、人間愛に裏打ちされた責任感の強さで、常に貴重な役割を果たしてまいられました。今後の町政運営に当たり、豊か

な経験と識見をもってあなたのご活躍を期待するところ、誠に大きなものがありましたのに、惜しみても余りあるところであります。

浜頭議員の常に町民目線に立ったまちづくりの姿勢、その遺志を私たちは受け継ぎながら、今後も努力してまいりますことをここにお誓い申し上げ、今は在りし日のお人柄をしのびつつ、心からご冥福をお祈りいたしまして、哀悼の言葉といたします。

令和4年9月7日、広尾町議会議員浜野隆。

1、議長（堀田） これをもって追悼演説を終わります。

ご遺族が退場されます。議員並びに理事者は、ご起立の上、お見送りをお願いいたします。

（遺族退場）

ご着席ください。

暫時休憩して、ロビーでご遺族を送りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

午前10時09分 休憩

午前10時11分 再開

再開します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、浜野隆議員、8番、山谷照夫議員を指名します。

#### ◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、本定例会に町長から報告3件、認定10件、同意2件、議案12件を受理しております。また、教育委員会から報告1件、議会から議案3件、意見書案2件を受理しております。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より令和4年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手

元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

一般質問は、3人の議員から通告があり、9月9日に行ひます。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日7日から9月15日までの9日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日7日から15日までの9日間をしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日7日から9月15日までの9日間にするに決しました。

#### ◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行ひます。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書20ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願ひます。

1、総務常任委員会委員長（前崎） 総務常任委員会所管事務調査報告を行ひます。

令和4年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

1、委員会の開催状況ですけれども、（1）、開催日、令和4年8月3日水曜日です。

（2）から（6）までは、記載のとおりであります。

2、調査の内容です。

（1）、新たな公園及び観光交流施設の整備策定計画について。

基本構想と基本計画の作成を進めている新たな公園整備について、資料に基づき説明を受けた。

①、防災公園整備構想案（たたき台）について。

防災公園整備に係る敷地は、鉄道記念公園隣接地に位置し、当該面積は3万6,496平方メートル。内訳は、昨年寄附を受けた土地が2万7,394平方メートル、線路跡地が3,077平方メートル、隣接する民有地が6,025平方メートルとなっている。敷地には一部に木が残っており、線路跡が土塁のような形で残っている。

1）、ワークショップでの意見の確認と整備方針。

昨年度、まちづくり町民みらい会議で2回のワークショップを開催し、公園に係るキーワードを「防災」と「日常利用」とした。防災機能と公園機能の共存を目指すこととし、「子どもの遊び場」を中心に据えた。

町民から寄せられた主な意見では、屋外の公園機能として、キャンプ場、水遊び場、大型遊具、健康遊具、バスケットコート、ドッグラン、築山など、屋内施設として、売店、カフェ、多目的スペースなど、住民が交流でき、さらに子どもの室内遊び場を設ける声が多く寄せられたとのことである。これらの意見を踏まえ、必要な機能をバランスよく整備する方向性を検討する。

防災機能と多世代交流を軸とし、町への愛着を育む公園「みんなの遊び場」をコンセプトとした。  
2)、施設遊具。

公園内には、大、中、小の様々な遊具を配置し、あずまやなどの休憩スペースを設置する。遊具は6歳から12歳までを対象とした児童用遊具、1歳から6歳までを対象とした幼児用遊具を、今後、町民の意見を募り検討するとのことであった。

遊具以外では、スケートパーク、キックバイク、冬のそり遊び、ドッグランなどの要望が寄せられている。

3)、配置計画案。

公園の配置計画案を3案作成しているが、いずれも共通する要素として、遊具などを配置した芝生広場、周遊園路、資機材を保管する防災倉庫、駐車エリア、交流施設エリアを配置している。

今後、町民等に構想案を示し広く意見を取りまとめ、9月末の構想案（原案）の確定に向けて1つの案にまとめていきたいとのことであった。

②、公園整備に係る今後のスケジュール（変更）。

公園整備構想案（原案）の確定時期が8月末から9月末へ変更になることから、9月定例会中に予定していた議員協議会を10月上旬に開催したい。まちづくり推進計画委員会の開催も9月末から10月中旬に、まちづくり意見公募も10月から11月に変更したい。

公園整備構想案（原案）を修正し、構想（案）を確定する時期を11月から11月末に変更し、12月定例会中の議員協議会で説明し、令和5年2月に公園整備構想が確定するスケジュールを考えているとのことであった。

主な委員からの質疑の内容であります。

委員からは、第6次まちづくり推進総合計画の公園整備に係るスケジュールでは、令和5年度に実施設計、同6年度に工事となっており、トイレの設置も含まれているが、今回提示された公園整備配置計画案ではトイレが掲載されていない。観光交流施設の供用開始が令和10年度となると、2年から3年はトイレがない状況になるが、どのように考えているか。現駅のトイレは遠くて使いにくく、仮設トイレでは子どもはなじまないのではないか。

町の説明としては、実施計画は候補地が決まる以前の内容だが、令和6年度から7年度で整備し、令和8年度から供用開始を計画している。トイレ機能を含む観光交流施設の整備が後年度となるため、場合によっては、一定期間、仮設トイレを利用してもらう可能性もあるが、トイレを重要と考える町民も多くいるので、利用者に不便をかけることのないようきちんとした計画を持ちたい。

委員から、公園敷地内の30センチメートルの低地の部分は、残土等で埋立てを考えているのか。また、C案の資料で、6月7日に議員協議会で説明のあった民有地の用地測量及び用地買収等に係る費用は第6次まちづくり推進総合計画の事業費に計上されているのか。駐車場エリアにおける大型車両を含む駐車台数は何台を想定しているのか。また、園路内の通路の延長は。

町の説明、低地の埋め戻しは工事残土を計画しているが、工事費は計画に含まれていない。用地買収費用等は、実施計画案の事業費には含まれていない。駐車場の駐車台数は、おおむね100台を見込んでいる。園路内の通路延長は約700メートル程度である。

委員からの質問、3月の新聞報道では、防災公園以外の観光交流施設の「道の駅」化を視野に考えているとのことだが、その考え方は。

町の説明として、第6次まちづくり推進総合計画では、観光交流施設として小規模なものを計画しているが、今後、産業団体等と協議しながら、将来的に「道の駅」にする構想がある。具体的なことはまだ決まっていない。

委員から、他町の「道の駅」建設は、当初から道の駅として計画しているが、公園を造るついでに道の駅を設置する考えは失敗するのではと危惧するため、十分検討してもらいたい。道の駅の本来の目的は、町外からの来訪者を期待して設置するものと解している。

町の説明では、道内の道の駅で観光客だけを目的として失敗したところもあり、当町が目指すのは、町民が日常的に利用する施設である。将来的に、町内外から利用してもらえることを理想としている。

委員から、道の駅構想にこだわらないで、広尾らしいサンタランドの町外からの観光客を重視したほうがいいのでは。

町からの説明では、町民からの意見を聞いて参考にしたいと考えている。

委員から、今回の構想案は、たたき台のたたき台で、どこに軸足があるのかランドデザインをしっかりと考えてもらいたい。また、そのためにも調査、研究をしっかりと行ってほしい。

同じく、第6次まちづくり推進総合計画の防災公園に係る所要面積は、緑地が2万平方メートル、駐車場が2,000平方メートル、防災倉庫等が300平方メートルとなっているが、防災公園及び交流施設の計画面積は。また、芽室町の防災公園は敷地が約1万平方メートルで、事業費は1億2,000万円、更別村の児童公園は1億6,000万円程度である。本町の防災公園の事業費は5億円と多額になっているが、上限を設けて計画しているのか。

少子化により利用対象となる子どもが減少している現状を考慮し、20年後の中期的な青写真は。また、パークゴルフ場の利用者から、現施設が狭隘であることから一定の拡張要望が出ているが、どのように説明しているのか。

町の説明としては、緑地1万6,900平方メートル、遊具広場3,400平方メートル、駐車場5,800平方メートル、エントランス1,800平方メートル、交流施設が1,000平方メートルとなっている。事業費は資材高騰で増える可能性もあり、財源等も含め総合的に考えていきたい。

人口減少と少子化で、令和3年度はコロナ等の影響もあり出生数が22人となったため、少子化対策をしっかりと行っていかなければならないと考えている。町職員が集まって防災公園の企画を行い、

子どもを育てやすい環境としての公園整備を中心に検討したため、今後のパークゴルフ場の利用者の意見要望もしっかり聞いていきたい。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

発言はまだ許しません。ちゃんと声を上げて言ってくださいね。着座の上、お願いします。当たり前です。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、小田雅二議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（小田） 産業常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

これは、令和4年第2回定例会で承認を得ました所管事務調査を次のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告するものであります。

お手元の報告書を参考にしながら、お聞きしていただければと思います。

委員会の開催状況ですが、開催日は令和4年8月4日でありまして、開催場所から出席議会事務局職員までは割愛させていただきます。

調査の内容についてであります。広尾町における雇用状況についてであります。

雇用状況の推移については、まず最初に、就業者数の推移についてであります。これは5年ごとの国勢調査を基に抽出した数字であります。数字的には2010年、2015年、2020年という言葉で説明させていただきたいと思えます。

ここにありますように、第一次産業については、農業が2020年から見て10年前は農業者が404人、そして一番最近の国勢調査では356人、林業は46人から41人、漁業は485人から321人となっております。その減のパーセンテージが右側に書いてあります。

次のページに行きまして、第二次産業の建設業については447人から303人、製造業は484人から399人となっておりまして、第三次については2,163人から1,832人となっております。一番下の欄に広尾町の人口が7,881人から6,388人で81%となっておりますので、その目安といいますか、パーセンテージから比べていって、非常に何とか持ちこたえている、あるいはちょっと厳しいものがあるという

ところも幾つかあるかと思えます。

第一次産業では漁業者数が農業者数を上回っていましたが、令和2年（2020年）には漁業者数の減少幅が大きいため逆転しています。

林業においては、もともと従事者は少ないのですが、2010年の46人から5年後には30人となり、そして2020年には41人と回復している理由は、ご存じのとおり平成28年4月の暴風雨による大規模な倒木の処理作業によるものと考えられています。

第二次産業の建設業においては、2010年の447人から5年後には120人の減となっているのは、平成24年に民事再生法の適用を申請した企業があったためと考えられています。

次に、広尾町の職業紹介状況についてですが、いわゆるハローワーク帯広の資料から広尾町分の数字（月間の有効休職者数・月間の有効求人数）を引き出し有効求人倍率を求めたところ、平成29年度の0.5から少しずつ上昇して、令和3年度では0.92、ほぼ1となっていますので、これは就職、転職をしやすい状況で、同時に人材不足となっている事業所が増えていると考えられています。

次に、町内の外国人雇用状況であります。

この数字については、ご覧のとおりでありまして、次のページにわたっていますが、合計数がちよっと書かれていないので、お知らせしたいと思います。

平成29年度には、農業、漁業、水産加工業、その他を含めて34人の外国人の雇用がありました。平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度と右へ行くに従って、34人の平成29年度から、次は39人の合計、そして47人の数字、そしてその横の令和2年度も47人、そして令和3年度においてはコロナの影響で37人と減っております。そして、国籍については、農業は中国、漁業はインドネシア、水産加工はベトナム、建設業はベトナム、その他にインドネシアというふうに国別の特徴が産業に表れています。

先ほど申し上げたかと思いますが、この外国人雇用状況については、あくまでも担当課から雇用先への聞き取り調査によるものであります。

農業関係の従事者は、令和2年度まで約10件で30人近くの雇用でしたが、令和3年度については、コロナ禍の影響で帰国した分の補充者がまだ来られていないためであります。

漁業では、令和3年度で1件2人となっていますが、今年度には3人の増となる予定であります。

水産加工においては、令和3年度で9人となっていますが、今年度は増となり、2件で12人となる予定であります。

その他、飼料工場においては、令和元年度に5人、令和2年度に7人が雇用され、令和3年度にゼロ人となりましたが、今年度には7人の雇用が予定されています。

次に、広尾版ハローワークについてですが、水産商工観光課に所属する地域おこし協力隊の1人が、しごと創生や商店街活性化を図る取組の一つとして広尾版ハローワークの構築を手がけておりまして、町内での求人情報の一元化や合同チラシの発行を行っております。

チラシは町のホームページでも見ることができ、このチラシを発行したことで、既に3事業所で3人の雇用があったと聞いております。

以上であります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

#### ◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和4年第3回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の令和4年度普通交付税の決定についてであります。

令和4年度の普通交付税額が7月26日に決定しましたので、その概要について説明いたします。

別紙の行政報告資料、中段の太枠をご覧ください。

本年度の普通交付税A欄であります。34億1,137万2,000円です。当初交付決定額で前年度と比較しますと、交付額で7,220万2,000円の増、率で2.2%の増となりまして、地方財政計画上の増加率3.5%を1.3ポイント下回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の令和4年度発行可能額はC欄であります。4,377万9,000円、73.3%の減となっております。

なお、令和4年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計ではE欄になりますが、34億5,515万1,000円となり、前年度の当初の合計額と比較しますと、金額で4,777万4,000円、率で1.4%の減となりました。普通交付税の増額要因の主なものは、臨時財政対策債振替相当額の減によるものであります。

一方、基準財政収入額は、町民税等の増により全体として増加しております。

また、令和4年度の当初予算については、普通交付税32億5,000万円、臨時財政対策債1億3,000万円、合計33億8,000万円を計上しておりますが、算定の結果、7,515万1,000円の追加補正という結果になったところであります。

次に、2点目の乳幼児及び児童医療費助成事業の拡大についてであります。

現在、北海道の事業として、乳幼児及び児童に対し、6歳未満まで医療費の助成を行っております。本町では町単独で中学生まで事業内容を拡大しておりますが、子育て支援の一環として高校生まで医療費助成の拡大を行いたいとするものであります。

内容といたしましては、1点目として、広尾高校に通う全生徒を対象とし、町内在住の高校生はもちろんですが、町外から広尾高校に通学する生徒及び下宿生等で住所を有する市町村において医

療費の助成がない場合も、助成の対象とするものであります。

2点目として、町内在住の保護者に扶養または監護されている町外の高校に通う生徒についても助成の対象とするものであります。

なお、この事業の拡大は令和5年4月実施を考えておりまして、改正条例の提案は12月議会を予定しているところであります。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

#### ◎日程第7 教育行政報告

1、議長（堀田） 日程第7、教育行政報告を行います。

教育長から教育行政報告の申出がありますので、発言を許します。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 令和4年度西海市小学生親善交流事業及び広尾町中高生等海外研修派遣事業の中止について、教育行政報告をさせていただきます。

今現在、新型コロナウイルスの感染症の収束が見えない状況の中で、西海市と打合せを行った結果、令和5年1月末に本町に西海市の小学生を受け入れる予定であった親善交流事業につきましては、本年度も中止することといたしました。

また、広尾町中高生等海外研修派遣事業につきましても、日本国内及び海外において新型コロナウイルス感染症が収まっておらず、中高生を海外に派遣できる状況ではないと判断し、今年度も中止の決定をさせていただきました。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政報告を終わります。

ただいまの行政報告及び教育行政報告に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

#### ◎日程第8 選挙第1号

1、議長（堀田） 日程第8、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は12人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、北藤利通議員、10番、小田雅二議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、松田健司議員、2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、8番、山谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、13番、堀田成郎議員。

以上であります。

(投票)

1、議長（堀田） 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

北藤利通議員、小田雅二議員、開票の立会いを願います。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち有効投票11票、無効投票1票です。有効投票のうち、山谷照夫議員11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、山谷照夫議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま副議長に当選された山谷照夫議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、副議長に当選された山谷照夫議員に就任の挨拶を許します。

山谷照夫議員。

1、副議長（山谷） ただいま、ご推挙により凶らずも副議長に選任されました。微力ではありますが、誠心誠意責務を全うする決意であります。

志半ばにして前任の浜頭勝副議長が急逝されましたことに、本人の無念さはもとより、議会としても大きな痛手であります。浜頭氏は、議会人としての識見と卓越した行動力によって議会をリードしてくださいました。その功績に心から感謝と敬意を表します。

私も、浜頭氏の議会に対する強い信念を受け継ぎ、非力ではありますが、堀田議長を補佐し、健全な議会運営に心を尽くしてまいる所存であります。重ねて皆様の温かいご指導、ご協力を心からお願いし、言葉足らずであります。就任のご挨拶といたします。（拍手）

1、議長（堀田） ここで、議員協議会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時51分 休憩

午前11時06分 再開

本会議を再開します。

#### ◎日程第9 議席の一部変更について

1、議長（堀田） 日程第9、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更します。

山谷照夫議員の議席を8番から12番に変更します。

なお、空席となります8番は、欠番となります。

ただいま申し上げたとおり議席を指定いたします。

暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時07分 再開

再開します。

#### ◎日程第10 選挙第2号

1、議長（堀田） 日程第10、選挙第2号 とちかち広域消防事務取組議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名をすることに決しました。

とちろ広域消防事務組合議会議員に山谷照夫議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、山谷照夫議員は、とちろ広域消防事務組合議会議員に当選されました。

#### ◎日程第11 報告第10号

1、議長(堀田) 日程第11、報告第10号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 報告第10号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

議案1 ページであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて別冊のとおり報告をさせていただくものであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいたさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長(田中) それでは、報告第10号につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の資料をお願いいたします。報告第10号、別冊の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書であります。次に、監査委員からの令和3年度広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書、別冊-1、そして広尾町公営企業決算に基づく資金不足比率審査意見書、別冊-2の2冊であります。ご確認をお願いいたします。

初めに、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお願いいたします。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率報告書であります。

中ほどに米印がございますけれども、概要を整理しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思ひます。

表の説明であります、判断項目といたしまして、実質赤字比率から将来負担比率まで4つの指標があります。それぞれの判断比率は、標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断基準の関係であります、これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化計画を定め、また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導による財政再生計画を定めなければならないこととなります。

本町の健全化判断比率の状況であります。

実質赤字比率であります。一般会計等の実質収支が赤字の場合に、連結実質赤字比率については、全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されます。全会計黒字となったことから、比率の表示はありません。

次の実質公債費比率につきましては14.7%で、前年比0.3ポイントの減であります。主な減少の理由は、普通交付税などの増による標準財政規模の増によるものであります。

将来負担比率は、一般会計の借入金や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な負債の残高等を対象としております。令和3年度決算は36.6%で、前年比16.1ポイントの減であります。主な減少の要因は、一般会計の地方債現在高が減少したことによるものであります。いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、詳細につきましては、2ページから5ページに記載のとおりでありまして、後ほどご確認をいただければと思ひます。

6ページをお願いいたします。

資金不足比率報告書であります。

公営企業会計等に係る資金不足比率の状況であります。本町は、公営企業法の適用企業であります水道事業会計と、法非適用企業として港湾管理、簡易水道、下水道事業の3つの特別会計が対象となっております。令和3年度決算は、いずれも資金不足の状況になる会計はありませんでした。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しているとおりでありますので、後ほどご確認をいただきたいと思ひます。

次に、決算に基づく健全化判断比率に対する監査委員の意見書であります。別冊-1をお願いいたします。

2ページ目でございます。

上段の5の審査の結果の総合意見であります。

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとするものであります。

次に、資金不足比率審査に対する監査委員の意見書であります。別冊-2をお願いいたします。

1 ページをお開き願います。

一番下の5、審査の結果でございます。

各公営企業会計決算において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認したとするものであります。

以上、報告第10号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第10号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

#### ◎日程第12 報告第11号

1、議長（堀田） 日程第12、報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） それでは、報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、報告させていただきます。

お手元の点検及び評価報告書1ページをお開き願います。

まず、総合教育会議の開催状況であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い、平成27年度に設置されました広尾町総合教育会議につきましては、8月31日に開催をしております。会議における議題等につきましては、掲載のとおりとなっております。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。令和3年度は、10回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりとなっております。

次に、5ページから10ページまでは、令和3年度における教育委員の主な活動状況を載せております。

次の11ページは、教育委員会に設置しております主な審議機関等の開催状況について掲載をしております。

12ページには、令和3年度の教育費に係る予算と決算の状況を載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は97.3%となっております。

次に、教育委員会事務事業の執行状況について掲載をしております。

まず、13ページから20ページには、令和3年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の項目ごとに整理をさせていただきます。

続く21ページから27ページには、学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校等施設の耐震状況について載せてございます。

また、28ページからは、文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、31ページ、32ページには、令和3年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載してございます。

なお、これらの事項につきまして、広尾町観光協会会長石山拓氏並びに広尾町PTA連合会会長藤井宏樹氏のお二人からご意見をいただいております、その内容を33ページ、34ページに掲載しております。

以上、簡単ではございますけれども、令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についての説明を終わります。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第11号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

#### ◎日程第13 報告第12号～日程第14 報告第13号

1、議長（堀田） 日程第13、報告第12号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和3年度における業務実績に関する評価についてと日程第14、報告第13号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価についての2件を一括して行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第12号及び報告第13号について、一括して報告させていただきます。

議案は3ページからであります。

本件2件につきましては、地方独立行政法人法第28条第1項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和3年度における業務実績に関する評価と第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価を行いましたので、同条第5項の規定により、その評価結果を議会に報告するものであります。

初めに、報告第12号の令和3年度における業務実績に関する評価についてから申し上げます。

評価を行うに当たりましては、国保病院から提出のありました業務実績報告書の内容を確認し、令和3年度の年度計画に登載された取組につきまして、小項目及び大項目の項目別評価を行い、その結果を踏まえまして、全体評価では中期計画の進捗状況につきまして総合的な評価を行ったものであります。

まず、お手元の報告第12号別冊をご用意したいというふうに思います。

報告第12号別冊の令和3年度における業務実績に関する評価結果2ページをお願いいたします。

1の全体評価、(1)、評価結果であります。

全体評価につきましては、項目別評価の結果を踏まえまして、「全体として中期計画の実現に向けて計画どおり順調に進捗している」という評価が妥当であると判断いたしました。

4ページの2の大項目評価につきましては、「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」は、A評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

次、6ページであります。

大項目「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、C評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断をいたしました。

次のページの大項目「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」の7ページであります。大項目「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、いずれもA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

次に、報告第13号であります。

第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価について申し上げます。

評価を行うに当たりましては、国保病院から提出がありました第1期中期目標期間に係る業務実績見込み報告書の内容を確認し、法の規定に基づき、独法化を契機とした病院改革の取組などにも考慮し、年度計画及び中期計画の進捗状況を分析し、法第28条第4項の規定に基づき、評価委員会の意見を聴取しながら小項目及び大項目の項目別評価を行い、全体評価では中期目標の期間における業務実績を、項目別評価の結果を踏まえつつ総合的な判断を行いました。

お手元の報告第13号の別冊をご用意いたします。

これの第1期の中期目標の期間における業務実績に関する評価結果2ページであります。

1の全体評価、(1)、評価結果であります。

全体評価につきましては、大項目別評価の結果を踏まえまして、「中期目標の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる」という評価が妥当であると判断いたしました。

項目別評価につきましては、5ページの2の大項目評価、「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」は、B評価（中期目標の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる）と判断いたしました。

次に、23ページの大項目「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」及び28ページの大項目「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、いずれもC評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断いたしました。

次、32ページをお願いいたします。

大項目「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、A評価（中期目標の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

なお、評価結果の詳細につきましては、担当参事が補足説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

保坂保健福祉課参事。

1、保健福祉課参事（保坂） 報告第12号及び報告第13号について、補足説明をさせていただきます。

お手元に報告第12号別冊、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院令和3年度における業務実績に関する評価結果と、報告第12号関係資料1、年度計画（令和3年度）の2つの資料をご用意ください。

初めに、別冊、業務実績に関する評価結果の4ページをご覧ください。

2、大項目評価についてです。

大項目の「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、(1)の評価結果はA評価と判断しております。

(2)の判断理由につきましては、記載のとおりであります。

なお、大項目の評価基準につきましては、関係資料の1ページをご覧ください。

下段の表2、大項目評価基準のとおりで、考慮した事項につきましては、年度計画の上段の上から3行目、1、町立病院としての役割、(1)、救急医療体制の充実の小項目評価につきましては、IV（計画を上回っている）と判断いたしました。その評価の理由として、北斗病院と連携し地域医療連携ネットワークシステム（TMIリンク）が活用され、緊急画像連携システム（HEMI）により救急転送時の診療情報共有がスムーズになされたことを評価いたしました。

以降、小項目評価基準により、年度計画に対しての進捗度合いにより判断し、評価した内容を記載しております。後ほどお目通しください。

また別冊のほうに戻っていただきまして、別冊、業務実績に関する評価結果の10ページをご覧ください。

2の小項目評価の結果表となります。大項目第1から第4まで、各小項目ごとの評価結果となります。

6ページに戻ってください。

大項目の「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」につきまして、評価結果はC評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断いたしました。判断理由につきましては、記載のとおりであります。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の10ページから13ページに記載しております。後ほどお目通しください。

次に、別冊の7ページになります。

大項目の「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」につきまして、評

評価結果はA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。判断理由につきましては、記載のとおりであります。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の13ページから15ページに記載しております。後ほどお目通しください。

次、別冊の8ページになります。

大項目の「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきまして、評価結果はA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。判断理由につきましては、記載のとおりであります。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料1、年度計画の15ページから16ページに記載しております。後ほどお目通しください。

別冊の9ページをご覧ください。

資料であります。小項目評価の集計結果を表にまとめたものでございます。

10ページにつきましては、小項目評価の結果表でございます。

次のページ、11ページから13ページまでは、予算、収支計画、資金計画で、令和3年度の決算額を併記したものでございます。

また、報告第12号の関係資料2につきましては、国保病院から提出がありました令和3年度の業務実績報告書でございます。

以上が、令和3年度における業務実績に関する評価結果となります。

次に、お手元に報告第13号別冊、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果及び関係資料、第1期中期目標期間に係る業務実績見込み報告書の2つの資料をご用意ください。

別冊の1ページをお願いします。

中段になります。中期計画を5段階により評価しており、表1の小項目評価基準は、中期計画の進捗度合いとその判断基準により、VからIで評価しております。また、表2の大項目評価基準は、中期目標の進捗度合いとその判断基準により、SからDで評価しております。

2ページをお願いします。

中段（2）、全体評価に当たって考慮した事項を4ページまで記載しております。後ほどお目通しください。

5ページからは、大項目評価における評価結果に対する各小項目評価の評価結果となります。

大項目の「第1 町民に対して提供するサービスそのほかの業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」であります。評価結果はB評価（中期目標の実現に向けておおむね計画どおりに進んでいる）であります。

年度別評価結果は、令和元年度から令和3年度までの実績はA評価であり、令和4年度は見込みのため評価していません。右側、中期目標期間見込み評価の法人の自己評価はB、町の評価もBであり、その判断理由は記載のとおりであります。

次に、中段の1、町立病院としての役割、(1)、救急医療体制の充実の小項目評価ですが、中期

目標に対して病院が定めた中期計画を記載しております。評価はIVで、(中期計画を上回っている)と評価しました。

年度別評価結果は、令和元年度から令和3年度までIVの評価であり、右側、中期目標期間見込み評価の法人の自己評価もIV、町の評価もIVであり、その判断内容は記載のとおりであります。

6ページをお願いします。

(2)、地域医療の維持です。

中期計画では、①、入院医療及び④、在宅医療で、KPI目標が設定されております。

7ページ中段です。

評価はIVと評価しております。

入院医療では、地域包括ケア入院医療管理料の32床と急性期一般入院基本料の16床と合わせて48床が維持され、小規模ながらも地域多機能病院の基盤がつけられました。

指標の表の下になります。

外来医療では、常勤内科医の退職で安定感を欠くこともありました。北斗病院からの支援医師や旭川医科大学からの派遣医師により診療体制を維持することができ、また、新型コロナワクチンの接種では、一部の外来診療を休診しワクチン接種体制を確保するなど献身的に行い、町の感染防止対策に貢献したところです。

次に、8ページをお願いします。

(3)、医療機関間の連携強化はIVと評価しております

北斗病院との連携により、診療面では各診療科への医師の派遣、当直医の対応、経営面では職員の派遣や経営アドバイスなどの支援を受けることができいております。

次に、9ページの(5)、疾病予防、重症化予防の取組は、IVと評価しております。

令和3年度から開始したMRIを活用したスマイルドックの受診件数は、新型コロナウイルスの影響などにより目標値を下回ったところですが、町民に特定健診の受診を働きかけたことにより、受診件数が目標値を上回り、町民の健康管理に寄与したことを評価しております。

次に、11ページをお願いします。

中段の2、医療水準の向上の(1)医療職の人材確保と人材育成は、13ページをお願いします。上段です。IIIと評価しております。

医師の人材確保について、常勤医は安定せず入院医療における常勤内科医の負担が増え、入院患者数の伸び悩みにも影響しましたが、派遣医師により内科外来の診療体制を維持することができ、また、医師の負担を軽減する取組は、医師事務作業補助者を5人採用し、一定の効果が見られました。看護師等の人材確保については、薬剤師の不足を解消し切れず、看護師についても退職者を補充できず、目標値を下回る体制での運営を迫られました。

次に、14ページ中段の(3)、計画的な医療機器の整備では、100万円以上の整備費用のものを掲載しております。

15ページの表、上から4行目のMRIは、1年前倒しをし、令和2年度に7,370万円で整備しております。

次に、16ページ中段よりやや上の(2)、診療待ち時間の改善等は、法人の自己評価はⅣですが、町はⅢと評価しております。診療の待ち時間については、その解消までには至っておりませんが、予約制度の導入により一定程度の改善が見られたことを評価いたしました。

次に、18ページ中段の(5)、職員の接遇向上は、法人の自己評価はⅢですが、町はⅡと評価しております。

町民に信頼される病院をつくり上げ、それを持続させるためには、職員の接遇向上は重要な要素であります。しかし、接遇研修は過去3年の実績はなく、目標の達成に至っていないことを評価いたしました。

次に、21ページ、5、町の医療施策推進における役割の発揮、中段の(2)、町民への保健医療情報の提供及び発信は、法人の自己評価はⅣですが、町はⅢと評価しております。

22ページをお願いします。

町民公開講座は、初年度に独法化の記念講演を開催し、町民へ新しい病院の理念などを紹介することができましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルスの影響で開催することができなかったことを評価いたしました。

大項目の第1についての意見及び指摘等ですが、1つ目は、常勤医、看護師及び薬剤師を確保すること、2つ目は、患者満足度調査の実施と院内ボランティアの登録を進めて、さらなる患者サービスの向上に努めること、3つ目は、接遇研修の実施などで病院全体の接遇の向上に努めることを付記しております。

次に、23ページをお願いします。

大項目の「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」ですが、評価結果はC評価であります。

年度別評価結果は、令和元年度から令和3年度までの実績はC評価であります。右側、中期目標見込み期間評価の法人の自己評価もC、町の評価もCであり、その判断理由は記載のとおりであります。

25ページをお願いします。

中段やや下の(3)、人事評価システムの構築の中期目標では、人事評価制度を導入することとしておりますが、病院の中期計画では、職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で客観的な人事評価制度を導入するとのことでしたが、人事評価システムが構築されておらず、中期目標の期間中に構築される見込みがないことから評価をしております。法人の自己評価はⅡですが、町はⅠと評価しております。

次に、26ページ、(4)、勤務成績を考慮した給与制度の導入では、中期目標と中期計画で職員の勤務成績が適切に反映できる給与制度の運用を図ることとしていますが、勤務成績が適切に反映できる給与制度が導入されていないこと、中期目標の期間中に導入される見込みがないことから評価をしております。

法人は、病院の給与規定の基準があることから、自己評価をⅣとしておりますが、町は、人事評価による勤務成績の反映がないことから、評価をⅠとしております。

次に、(5)、働きやすい職場環境の整備では、労働基準法の改正を受けてワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組んだところですが、医事部門において時間外勤務が恒常化している実態があることから評価をしております。法人の自己評価はⅣですが、町はⅢと評価いたしました。

27ページをお願いします。

中段です。大項目の第2についての意見及び指摘等ですが、1つ目は、人事評価システムを構築すること、2つ目は、勤務成績が適切に反映できる給与制度を導入すること、3つ目は、時間外勤務の増加を防ぐため、業務の見直しなどを検討することを付記しております。

次に、28ページをお願いします。

大項目の「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」であります。評価結果はC評価であります。年度別評価結果は、令和元年度から令和3年度までの実績はA評価であります。右側、中期目標期間見込み評価の法人の自己評価はC、町の評価もCであり、その判断理由は記載のとおりであります。

中段の1、持続可能な経営基盤の確立は、中期計画で令和4年度の目標が示されており、経常収支比率は102%、医業収支比率は71%、職員給与費比率は84%となっております。

29ページをお願いします。

北斗病院のコンサルティングを受け経営改善に向けた取組が実施され、収益の確保と費用の削減が図られており、各指標の各年度の実績及び見込みの比率は表のとおりであります。法人の自己評価はⅢであり、町もⅢと評価しております。

次に、2、収入の確保であります。中期計画において各指標の令和4年度の目標が示されております。

次のページをお願いします。

入院患者数の目標値は1日当たり41人ですが、4年間の平均で31.5人と大きく下回り、これに伴い病床利用率も目標値85%に達し、4年間の平均で約20ポイント下回り、65.7%の見込みであります。平均入院単価は病床機能と入院基本料の見直しにより、目標値を上回る見通しであります。外来医療は、新型コロナワクチン接種の実施で、外来患者数が増え、目標値1日当たり171人に対し、4年間の平均で191.5人と上回る見込みです。ただし、令和3年度においては、新型コロナワクチン接種の実施とそれによる外来休診が外来単価を押し下げ、平均外来単価は目標値5,713円に対し、4年間の平均で5,550円と下回る見込みであります。法人の自己評価はⅡであり、町もⅡと評価しております。

次に、3、費用の削減であります。中期計画において各指標の令和4年度の目標が示されております。

次のページをお願いします。

下段の表は、各指標の年度ごとの実績及び見込みの比率等を示しております。法人の自己評価はⅢであり、町もⅢと評価しております。

大項目の第3についての意見及び指摘等ですが、1つ目は、常勤内科医を確保し、入院患者数と

病床利用率の向上を図ること、2つ目は、PDCAサイクルによる目標管理など、経営改善に向けた取組を実施し、収益の確保と費用の削減を図ることと付記しております。

次に、32ページをお願いします。

大項目の「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」であります。評価結果はA評価であります。年度別評価結果は、令和元年度から令和3年度までの実績はA評価であります。右側、中期目標期間見込み評価の法人の自己評価もA、町の評価もAであり、その判断理由は記載のとおりであります。

中段の1、町からの財政支援については、33ページの運営費負担金交付金の表をご覧ください。

初年度は計画に対し実績との比較で725万円の減となりましたが、翌年度以降は計画に対し実績額が増加し、4年間の合計で中期計画の予定額13億5,726万円に対し実績は15億9,067万円と、2億3,341万円の超過となる見込みです。増加した主な要因は、派遣職員の増員による「施設出向職員経費」の増額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした自動精算機の新設による「資産購入に要する経費」の増額、町主導による施設内照明LED化工事の着手による「工事に要する経費」の増額などにより、繰入額が中期計画の予定額を上回りました。

ただし、医療機器の購入などにおける過疎債を財源とする貸付金が町の事情で運営費負担金交付金に切り替わり、1億5,261万円がそのまま交付金に上乗せしたことを考慮すると、繰入額の実質超過額は8,080万円となるものであります。法人は、町からの財政支援であることから、自己評価はしておりません。町はⅢと評価しております。

大項目第4についての意見及び指摘等ですが、不採算医療など政策的な部門の経費については、町の財政支援を有効に活用しつつ、そのほかの部門での採算性を向上させ、地方独立行政法人の経営原則である独立採算を確立するよう努めることと付記しております。

35ページをお願いします。

参考資料であります。各小項目の評価結果を項目ごとに記載しております。大項目ごとにVからIで評価を集計したものが34ページの小項目評価の集計結果となります。これが大項目の評価結果の判断理由となります。

また、36ページから38ページまでは、予算、収支計画、資金計画で、令和元年度から令和4年度実績見込みまで参考資料として添付しております。後ほどご確認ください。

以上が、第1期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価結果となります。

また、報告第13号関係資料につきましては、国保病院から提出がありました第1期中期目標の業務実績見込み報告書でございます。

補足説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第12号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和3年度における業務実績に関する評価についてと報告第13号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の第

1 期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績に関する評価についての報告を終わります。

議事の都合と昼食のため、休憩にします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

再開します。

◎日程第 15 認定第 1 号～日程第 24 認定第 10 号

1、議長（堀田） 日程第15、認定第 1 号 令和 3 年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第24、認定第10号 令和 3 年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 認定第 1 号 令和 3 年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第 9 号 令和 3 年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 9 件につきましては、地方自治法第233条第 3 項の規定により、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

続きまして、議案書の14ページであります。認定第10号 令和 3 年度広尾町水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

各会計の決算認定につきまして、認定方よろしくお願いを申し上げます。それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より説明いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いいたします。

令和 3 年度の各会計別決算書であります。それから、令和 3 年度決算に係る主要な施策等説明資料、続きまして令和 3 年度の広尾町水道事業会計決算書、そして監査委員からの決算審査意見書が一般会計及び特別会計と企業会計を合わせまして 2 冊であります。以上、確認をお願いいたします。

初めに、一般会計の決算についてご説明いたします。

決算書の 1 ページ、2 ページ目をお願いいたします。

令和3年度の会計別決算の総括表であります。

このうち一般会計であります。

予算現額82億5,702万6,000円に対しまして、歳入決算額80億4,638万840円、歳出決算額78億1,881万7,376円、差引き額2億2,756万3,464円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は97.2%であります。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から病院事業債管理特別会計の8特別会計の合計であります。予算現額28億525万6,000円に対しまして、歳入決算額27億8,782万4,991円、歳出決算額27億6,444万4,502円、差引き額2,338万489円、執行率が99.2%であります。

次に、令和3年度の主要な施策等説明資料をお願いいたします。

1ページ目でございます。

初めに、本表の関係につきまして、3の基金の状況につきまして一部数値の誤りがありまして、皆様方の資料のほうを訂正させていただきました。改めておわびを申し上げます。

まず、第1表の説明をさせていただきます。

令和3年度各会計別決算概況の表の1から順次ご説明をいたします。単位につきましては1,000円単位あるいはパーセントで表示をしております。

まず、1の一般会計の決算状況についてであります。歳入歳出差引きの決算額につきましては、(C)欄の2億2,756万3,000円となりました。翌年度に繰り越すべき財源(D)欄90万9,000円を差し引き、実質収支(E)欄は2億2,665万4,000円となったものであります。

次に、単年度収支(F)欄ですが、7,065万円、積立金(G)欄は8,000円で、繰上償還額(H)欄及び積立金取崩し額(I)欄はありませんでした。結果、実質単年度収支(J)欄は7,065万8,000円となったものであります。

次の欄であります。2の一般会計地方債残高及び財政指数状況等であります。

令和3年度の地方債の現在高であります。106億9,190万5,000円でありまして、前年度比5億9,249万8,000円の減少であります。内訳といたしまして、政府資金が71億2,739万3,000円、その他が35億6,451万2,000円でありまして、

次の次年度以降債務負担行為額であります。3億3,020万1,000円でありまして、前年度に比較し1億6,422万5,000円の増加であります。増加の要因として、養護、特養の給食業務が1億593万円、公共施設のLED化工事が8,410万円でございます。

次に、令和3年決算における本町の実質公債費比率は14.7%、前年度比0.3ポイントの減。

将来負担比率は36.6%であり、前年度比16.1ポイントの減少となりました。

次に、中ほどの表の関係であります。

令和3年度の財政力指数であります。0.233であります。

経常収支比率につきましては82.4%でありまして、前年度比4.2ポイントの減少であります。これにつきましては、普通交付税の増によるものであります。

次に、税の徴収関係であります。全体では96.2%でありまして、前年度比2.5ポイントの増加であ

ります。現年度分につきましては、0.1ポイントの増であります。

次に、3の基金の状況であります。

全会計の合計積立金現在高は33億4,150万6,000円で、前年度比2億6,683万4,000円増加しております。将来の起債償還に備えまして減債基金に積み増しを行ったことによる増でございます。その他基金につきましては、記載のとおりでありまして、合計額は33億4,950万6,000円となります。

備荒資金組合の納付金につきましては、現在高が2億3,133万5,000円であります。

次に、4の各会計別決算状況であります。

最後の列の上段の地方債の令和3年度末現在高について説明をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計では2億1,878万円で、前年度比2,099万9,000円の増加となっております。令和2年度から3年度に実施した楽古地区の配水管の改良工事に伴い、償還額より借入額が上回っていたため、増加したものであります。その他の会計につきましては、減少しております。特別会計全体では、令和3年度末残高22億7,694万円で、9,122万9,000円の減少となりました。

次に、5の特別会計等への繰出金等決算額の状況であります。

各特別会計、総じまして歳出で維持管理経費の増減、事業費の増減あるいは保険給付費等の増減により、繰出金が増減をしたものであります。

なお、国民健康保険事業勘定特別会計では、令和2年度において1億円の基金への積み増しがあつたため、今年度平年ベースに戻ったことから大幅な減となっているものであります。

以上が、令和3年度一般会計及び各特別会計の決算概況でございます。

それでは次に、監査委員からの決算書の意見書の説明をさせていただきます。

認定第1号から第9号、別冊の令和3年度の監査意見書をご用意いただきたいというふうに思います。一般会計及び特別会計の決算審査意見書並びに基金運用状況の審査意見書でございます。

まず、1ページをお願いいたします。

5の審査の結果でございます。

令和3年度広尾町各会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めるとするものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

令和3年度の広尾町基金運用状況の審査意見書であります。

広尾町の各基金に関わる関係でありまして、下段になりますが、3の審査の結果であります。

令和3年度基金運用状況については、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。基金運用の計数は次表のとおりであり、基金の目的に沿って適正に運用されたものと認めるとするものでございます。

次に、認定第10号の水道事業会計の決算についてであります。

恐れ入りますが、水道事業会計の決算書をご用意いただきます。

決算書の14ページでございます。

水道事業会計の決算書14ページ、総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

令和3年度における水道事業は、給水戸数が前年度より26戸減の2,846戸、給水人口は5,141人となりました。有収水量は給水人口の減少などの影響から、1万1,403立方メートル減の53万4,226立方メートルとなりました。

収納率は、現年度分98.5%で前年度と同率、過年度分は70.5%で前年度比8.7ポイントの減となりました。全体では98.0%と前年度同率の実績でありまして、滞納額は前年度比5万2,182円増の262万545円となったところでございます。

有収率は、既設老朽配水管の布設替えを行い、漏水箇所の修繕に努めたものの、前年度比1.5ポイント減の80.2%になりました。

建設改良については、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の改良工事を行いました。

経営状況は、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努め、収益的収支は税抜きで、水道事業収益1億5,244万7,217円に対し、水道事業費用1億5,919万7,093円で、差引き674万9,876円の当年度純損失となりました。

また、資本的収支につきましては、収入額ゼロ円に対し支出額7,787万6,335円で、資本的収支不足額7,787万6,335円は、関係法令等の規定に基づき内部留保資金等で補填をいたしました。

なお、当年度純損失につきましては、条例に基づき建設改良積立金で補填をいたしました。

次に、水道事業会計における監査委員からの意見書についてであります。

認定第10号の令和3年度広尾町公営企業会計決算審査意見書をお願いいたします。

1ページ目でございます。

一番下の5の審査の結果でございます。

令和3年度広尾町公営企業会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。

予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めたとするものであります。

以上で、認定第1号から認定第10号までの補足説明とさせていただきます。

令和3年度におきましても、第6次まちづくり実施計画を基本に、漁業、農業、林業など産業振興をはじめ、商工業振興、福祉、医療、子育て、教育など町民の安全・安心に取り組むとともに、将来を見据えた財政運営に取り組んでまいりました。また、事業執行に当たっては、新型コロナウイルスの蔓延により、やむを得ず中止、延期したものもありますが、感染予防対策を徹底し、規模の縮小や代替事業を実施するとともに、新型コロナ地方創生臨時交付金を最大限活用し、感染症対策、商工振興をはじめ、漁業、農業振興に努めたところであります。

こうした状況の中、各会計、各事業につきまして一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに町民の皆様、議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであり、改めて厚くお礼と感謝を申し上げます。重ねまして、認定方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件10件は、議長と議会選出監査委員を除く10名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件10件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後 2時27分 休憩

午後 2時35分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には前崎茂議員、副委員長には萬亀山ちず子議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### ◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時35分